	おり四人田区後十段が前及すればにには、 女民教
日時	令和5年8月30日(水)10時~12時
会場	大田区役所 201~203 会議室
出席者	出席:《委員》
	石渡委員(会長)、鹿野委員(副会長)、松井委員、星野委員、三木委員、常安委員、
	尾立委員、大谷委員、菅野委員、丸山委員、神作委員、長谷川委員(欠席)、
	若林委員、髙瀬委員、根本委員、張間委員、中原委員、
	事務局:《大田区》
	政木福祉支援担当部長、黄木福祉管理課長、
	長谷川福祉支援調整担当課長、青木地域共生推進副参事、
	久保調整担当係長、稲葉調整担当係長、菊地調整担当係長、滝本調整担当係長、
	高橋調整担当係長、江原主査、吉田主事、
	《大田区社会福祉協議会》 「英本な見べ長」図用 いいた A ケ // 見 トン・ケ - 長
	近藤事務局次長、岡田おおた成年後見センター長、
_ AA	福本係長、尾﨑主任、白石主事、中村主事
次第	
	2 中核機関あいさつ
	3 委員紹介(資料番号1)
	次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について
	(地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて)
	(1) 大田区成年後見制度利用促進基本計画(2019~2023)(資料番号2)
	(2) 大田区の成年後見制度の推移について(資料番号3)
	(3) 中核機関の成年後見制度等利用促進の取組み(資料番号4)
	(4) 成年後見制度等の周知・啓発の取組みについて(資料番号5)
	(5) 老いじたく推進事業について(資料番号6)
	(6) 市民後見人の多様な受任への取組み(資料番号 7)
	(7) 次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について(資料番号8.9)
	5 事務連絡
	・今後のスケジュール
∧ = ± ta tal	
会議資料	資料番号 1 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿
	資料番号 2 大田区成年後見制度利用促進基本計画(2019~2023)
	資料番号3 大田区の成年後見制度の推移について
	資料番号4 中核機関の成年後見制度等利用促進の取組み
	資料番号 5 成年後見制度等の周知・啓発の取組みについて
	資料番号6 老いじたく推進事業について

資料番号7 おおた成年後見センターの概要~市民後見人の多様な受任への取組み

資料番号8 次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(改定案)

資料番号9 次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について

【チラシ・パンフレット等】

○老いじたく推進事業チラシ ○社協だより№96 市民後見人!!

議事要旨

1 開会

2 中核機関あいさつ

~~~中核機関 大田区 張間福祉部長 あいさつ~~~

## 3 委員紹介

~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号1に基づき紹介~~~

4 議事

- (1) 大田区成年後見制度利用促進基本計画(2019~2023)
- ~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号2に基づき説明~~~
- (2) 大田区の成年後見制度の推移について
- ~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号3に基づき説明~~~
- (3) 中核機関の成年後見制度等利用促進の取組み
- ~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号4に基づき説明~~~
- (4) 成年後見制度等の周知・啓発の取組みについて
- ~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号5に基づき説明~~~
- (5) 老いじたく推進事業について
- ~~~岡田おおた成年後見センター長 資料番号6について説明~~~
- (6) 市民後見人の多様な受任への取組み
- ~~~岡田おおた成年後見センター長 資料番号7について説明~~~

【尾立委員(公証役場)】

市民後見人の選任については、資料を見ると主に法定後見で、任意後見は少しだけしかない。法定後見をこれだけ一生懸命やられているのであれば、任意後見の受任についても同様にする必要があるのではないか。弁護士や司法書士と連携されるのであれば、市民後見人を法定後見だけに限定して努力されるのはいかがかと思われる。

【石渡会長】

市民後見人で任意後見人として受任している案件を私はまだ聞いたことはないが、受任されたケースはあるのか。これから任意後見をどう増やしていくのかが課題かと思うが、事務局として把握しているか。

【岡田センター長 (おおた成年後見センター)】

ご指摘のように、今のところ法定後見での活動の場にしているので、任意後見含めてどうするかというのは今後の課題と思われる。

【石渡会長】

星野委員にお聞きするが、任意後見を市民後見人が行っている例もあるのか。

【星野委員(東京社会福祉会)】

新宿区社協が法人で受任しているケースを市民後見人が担当している。ご指摘があった通りで、国では後見人のなり手だけではなく、権利擁護に関わる市民の育成の必要性についても検討している。その中で、法定後見や任意後見の受任もあり得るし、後見制度以外でもさまざまな関わり方をすることを、地域の中で支援していくことが第二期計画に盛り込まれている。

1点だけ、市民後見人のリレーの話も出ていたところで、最後に岡田センター長が言われた裁判所からの打診については、受任をしている専門職に今受けている案件が市民にリレーできるかを個別に聞き始めている。大田区であれば中核に相談がいく事が多いと思うが、中には、地域の市民後見人の実態も分からないところに、リレーと言われたのでお願いしたいと、そういうことが起こりうるなど、危険性が高いと思われる。私どもは裁判所の方には、ぜひ地域と一緒になって、ご本人が後見人が変わることについて、どんな気持ちがあるかを丁寧に確認していく必要があるのではないかと実態を伝えている。

【岡田センター長(おおた成年後見センター)】

本当に本人にとってどうなのかと、隠れている課題があったりもするので、必ずそういう打診があったときは、後見センターで後見人と一緒にご本人のところに会いに行き、状況確認をしたうえで、中にはお断りするということもある。これは違うのではないかなど、そういう動きになってきているのが実態である。

【石渡会長】

任意後見を増やしていく流れも大きく、市民後見人を養成するだけではなくて、権利擁護の様々な活動という流れも出てきているので、市民後見人だけに絞ったケースではなく、見守りとかも含めて、いろいろな流れが出てきていると思う。専門職から市民後見人へのバトンタッチというのも様々あり、かなり財産がある方に関しても、むしろ生活を豊

かにするために市民後見人の方へと、本当にこう大きく変わってきている。今までの説明 との関連でほかに何かあるか。

【大谷委員(東京税理士会)】

資料番号5のチラシ・パンフレットについて、要望になるが税理士会にもぜひいただきたい。

【長谷川課長(大田区福祉部)】

具体的にどのように持っていくかなどを含めて、前向きに進めさせていただく。

【髙瀬委員(大田区三医師会)】

啓発の資料とか、今までの大田区の取り組みを今日お聞きさせていただいて、大変立派だと思った。こういうすばらしいパンフレットがあるので、ぜひ5部ぐらいずつ高瀬クリニックにいただきたい。

また、権利擁護については、医療、医師会とか或いは訪問看護等々で、実際こういう場面に遭遇することが多いと思うので、医療職もついては真摯に取り組んでいかなければならない。まだまだ勉強不足なので、ぜひ資料については今後医師会にも挙げていきたい。医療界からもご要望等々あったら、この会議を通じて承って参りたい。

1点質問だが、このリレーというのは私も今日初めて勉強させていただいたところだが、専門職の先生方がこういう問題が多くあり過ぎて、市民後見人の皆さんにある程度お預けしたというような流れが多くなっているという理解でよろしいか。

【星野委員(東京社会福祉士会)】

私が参加している国の専門家会議等では、先ほど岡田センター長も言われたように、市 民後見人にふさわしいケースとは、専門職の視点ではなく、本人にとって専門職がふさわ しいのか、市民後見人がふさわしいのか、誰が受任することがふさわしいのか、最初から 一緒になって検討する仕組みづくりに取り組むことを推進している。専門職は、専門性に 基づいて課題の解決を担うなど、交代の判断は難しいが今後はそういうイメージになる と思う。

【尾立委員(公証役場)】

やっぱり任意後見である。市民後見人だけでは到底無理である。だから、司法書士など 専門職にお願いせざるを得ないわけである。基本的には、専門職の方はほかにも多数受任 されているため、その方の心身健康のケアを週に1回見に行くのは、とても無理なことで ある。それを期待する方が無理なので、ふさわしい場面、場面というのがあると思う。だ から、委任されてというのはあり得る。先生の話を聞いて、本人にとってふさわしいケア を誰にしてもらうのがいいのかという観点が必要である。

【髙瀬委員(大田区三医師会)】

場面、場面が重要で、場面、場面でお願いするところが若干変わってくる。

【尾立委員(公証役場)】

そういう法律的な側面をする人と、心身のケアをする人を2人選ぶということもあり えないわけではない。

【髙瀬委員(大田区三医師会)】

そこの決定のところで、特に医療面でさきほどお話した通り、認知症のおひとり暮らしの方が倒れていたときなど、かなりスピードを速くしなければいけない問題がある。 今の議論とは若干ずれてしまうが、そのスピード感を持って、今までお話いただいたところが実践できるかどうかが、権利擁護に対する地域力というところに関わってくるのではないかと理解しているがそれでよろしいか。

【尾立委員(公証役場)】

弁護士でも大田区にずっと住んでいる方で、緊急連絡が来たらすぐに行ける人もいる し、市民後見人であっても自分が仕事をしている場合、今すぐできないという場合もあ る。誰が本人にとって1番ベストか、サービスの提供を誰がするのかだと思う。

【星野委員(東京社会福祉士会)】

今はチームによる支援が重要と言われている。後見人も支援チームの一員であり、専門 職だけがやるのではなく、チーム支援でやっている。

【鹿野委員(三弁護士会)】

今言われた通り、ただ弁護士として関わった場合でも、弁護士という立場を離れてもできる場合もあるし、後見人はもう専門職が必要ないからすぐに交代っていうのではなく、チーム支援の考え方でやっている。

【石渡会長】

とても重要な議論ができたと思う。私が先ほどお話しした結構資産がある方のことだが、資産については弁護士が後見人で、資産は信託にするなど心配ないようにしておいて、でもその弁護士が言われるのは、僕と同年代の70代になる方なので、もう残り少ない人生だから豊かな暮らしをしてもらいたい、だから市民後見人にお願いしたい、みたいなお話をされていたが、本当にご本人がどうしたら豊かな生活を送れるのか、国の制度でできることとか、地域や包括の方と連携するなど、流れができていると感じた。

【松井委員(東京リーガルサポート)】

先ほどのチーム支援についてだが、在宅のケースの場合は、まず後見人、ケアマネ、ヘルパー、あとご本人の近所の知人とか、親戚と連携して見守るというケースがとても増えてきているのは事実である。だが、地域でこう連携させていくなかで、民生委員というようなケースも増えてきていると思う。

非常に細かな質問だが、資料番号2の指標に対する取り組みの実績について、成年後見制度の認知度が、これを見ると非常に高いので本当かと思った。これは大田区民意識調査をされたみたいだが、一応何名ぐらいの方がこれに協力したのか、そういう意識の高い方が多いのか。

【高橋係長 (大田区福祉管理課)】

私の方から回答させていただく。毎年企画課で他部局の計画の進捗確認のために区民の意識調査を行っている。無作為で 2,000 名の方にお送りさせていただいており、回答率は大体半分、50%前後になるが最近ちょっと低くなっている。ご回答をいただいている方の、約7割の方に認知されている結果となる。

【石渡会長】

それでは今までのご報告のところについてはよろしいか。

では、今日のメインとなる議事の7番目ということで、大田区成年後見制度利用促進基本計画について、皆さんから事前にご意見をいただいているが、事務局からの説明をお願いする。

(7) 次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について

~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号8に基づき説明~~~

### (7) 次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について

#### 【石渡会長】

資料番号8にある5の現状から見えた課題について、委員の皆様方に事前にいろいろ ご意見をいただいている。その課題からどう施策につなげるかを、いろいろ検討いただけ るようなご意見をいただきたいと思っている。

資料番号9に整理をしている、皆様からいただいたご意見をまずお聞きして、後で議論 したいと思っている。資料番号9に太字で表示されている委員の皆様から、ご意見を1人 2分ぐらいでいただきたい。

#### 1 成年後見制度(権利擁護)の正しい理解と周知啓発

#### 【石渡会長】

成年後見制度の権利擁護も含めた正しい周知と理解ということだが、私が最初に述べ させていただく。制度の理解は進んできているが、やはり任意後見についてはまだまだこ れからではないかと思っている。

## 【松井委員(東京リーガルサポート)】

まだまだ権利擁護を必要としている方に、この制度が届いてないというのは、実務をしていて実感している。例えばあるケースの後見を受任したとして、これはケアマネやヘルパーも皆さんが思っていることだと思うが、このようなケースはまだまだいっぱいある。また私も法律職なので、いろんな相談を受けているが、本当は後見が必要という方が相当いる、そういった中から我々の経験から、まだまだ必要な方には届いてないというのを感じている。

いろんなパンフレットとかいろいろな手段があるが、小さな研修会みたいなものを企画していただき、そこに我々の専門職が出かけて広めていくということも、積極的にやれたらと思う。今は法定後見制度が相当使われてはいるが、成年後見制度は制度自体がまだ認知されてないのが現状なので、任意後見制度もこれからは必要と思っている。

#### 【石渡会長】

その他の自治会、民生委員の立場からもご意見いただいているが、時間が限られているので、公証役場の立場で尾立委員のご発言をいただきたい。

## 【尾立委員(公証役場)】

高齢者の自己決定権を尊重して考えていくには、高齢者というのは年齢を加えて、精神面、身体面、自分の財産、ケア、維持管理をどうしたらいいのか、このままで大丈夫だろうか、これからどうしていくのがいいのかを、自分の意思で決定できるようにすることが大切である。自分で決定するにも、何があるのか分からなければ駄目で、まず制度についてどういうものかを認識していただく。成年後見制度は法定後見と任意後見の2つの制度があるから、どういう制度か選択の幅を広げる趣旨で、両方ともご説明いただく。社協に説明していただきたい。自分でどうしたいのかを決めていただく機会を確保することが必要なので、2つの後見制度は、任意後見では、自己決定権、誰に自分の財産や将来を守ってもらうのか、自分の身体と精神のケアを誰にしてもらうのかを自分で決めることができ、法定後見では、裁判所が決める。任意後見は自分で言ってできる。

私は大田区では、法定後見制度についての浸透等の努力は、かなりされていると思う。 この資料でもこれからはそれの努力を、任意後見の方の周知徹底と内容の普及にぜひ努 めていただきたい。成年後見制度と言ったら、みんな法定後見になる。そうではなく選択 の幅を広げるのも、社協が積極的に進めていただきたい。そのためには、受任者をどうす

るのか、或いはそういう制度の整備を併せてご検討いただきたいと思う。

## 【菅野委員(地域包括支援センター)】

皆さんのお話を聞いて、私たちが相談を受けて対応する方々に説明するには、とても難 しい制度である。説明をする包括の職員もまだまだ知識不足なところがあるので、まず勉 強して啓発を進めていかなければいけない。

老いじたくセミナーなどを開催しているが、大田区の中でも地域性が様々あり、すごく 興味を持ち聞いてくださる地域もあれば、ただ、何か悪いイメージだけ持って成年後見を 面倒くさいと思う地域もある。そういうことを特に考えたくなくて暮らしている地域も ある中で、伝え方や老いじたくセミナーのやり方を、その地域性を知っている地域包括支 援センターを絡めてやることで、何か工夫が加えられると感じている。包括の中でも地域 の自主グループなどの集まりで、老いじたくセミナーを一緒にやり、後見センターと連携 し啓発活動を進めている。

先ほど言われたチーム支援では、個別レベルの地域ケア会議や関係者レベルの会議で、 1人の高齢者をチームで支援することを、地域包括支援センターでもすごく意識的にこ の数年やっている。その中でどうしたら本人の生活を豊かにできるように進めていける かを日々考えながら支援しているところである。

#### 【丸山委員(大田区介護保険サービス団体連絡会)】

私たち団体は、介護サービスを提供している団体で、要介護者へハンドサービスを提供するところである。ここに書かせていただいたのは、この議論の中で心身の健康や金銭に関するところにおいて、介護する時にその心身の部分で、寄与するものが多い。

ところで、実際に私たち介護を提供する側が区民に、特に介護を利用者、受給をしていない人たちにどれだけ介護のPRできているのかを、もう1回考え直す必要がある。

訪問介護は、買い物代行はあるが、買い物時のお金ことについては説明していない。私たちは、洗濯しますよ、買い物に行きますよ、体ふきますよ、お風呂に入れますよとしか伝えていない。それでは駄目だということに気がついた。私たち団体としても反省しないといけない。選択をする場合に、当事者がどういうサービスが利用できるのか、どんな暮らしをして安心できるのかを、想像できないことになってしまう。そういう意味では、最終的な判断をするためのサービスを、きちんと説明していくことが必要だと思った。

## 【若林委員(金融機関)】

私どもの支店が大田区内に 14 店舗あるが、店舗にも本部の職員にも残念ながら専門の知識を持った職員というのがいない。なかなか正確な知識を周知することができていないのが現状である。専門性とは言わないまでも、金庫内で情報やノウハウ、知識をどのように蓄積していくのかが、今まで課題として感じているところである。なかなか専門人材を確保するのは難しく、各地域の専門家や、団体様と連携しながらやっていきたいと考え

ている。それをどのように連携を強化していくのかを模索している最中である。

職員の研修等は毎年実施しているので、後見制度とかそういうものの正しい理解等を 推進していければと感じている。今回私が参加させていただいているので、私の方でもお 客様がやられている例など、こちらを持ち帰らせていただいて、営業店や職員に周知啓発 させていこうと考えているところである。

## 【根本委員(東邦大学医学部)】

精神医療や医学においても、普及と実装というのが非常に大きなテーマである。この周知ということについては、大田区が成年後見のパンフレットを作成していて、それを幾つか私も拝見して、非常に一つ一つすごくよくできていると思っている。一方で、やはり成年後見はその当事者が権利擁護とか、地域生活で安心して暮らせるとそういうそういった各論的なところも必要だが、総論のところもきちんと踏まえて、情報が届くことが重要だと思っている。あとはある程度いろんな制度サービスを、横串を刺しながら提供していくことである。その場合に紙ももちろん大事だが、文書だけでわかりにくい場合は動画とかを加えるなど、中高年の方もスマホをもっているので、デジタルの情報を使って届くようにすると、そういうことが普及理解に繋がると考えている。

## 2 本人主体の意思決定支援の浸透

#### 【石渡会長】

いろいろご意見いただいたが、2番目の意思決定支援に移らせていただく。

私もいろいろ専門職や市民後見人の方について、かなり本人の思いを最初に言っているところで、意思決定支援の浸透も広がっていると思うが、親族の方にもどれだけ浸透しているのかは見えないというのが気になっている。

#### 【大谷委員(東京税理士会)】

東京税理士会では後見人等の受任した事例検討や相談会を定期的に開催している。受任者が1人で解決しようとするケースが結構多く、いわゆる代行決定を優先しているケースが多いと感じている。このガイドラインに沿った従事者向けの研修が必要だと思っている。現場サイドではガイドライン、必ずしもその通り行くわけでではないが、基本的にはこのガイドラインに基づいて意思を引き出すこと、支援者向けに本人を主体とした意思決定支援の体制整備が求められる。ガイドラインに沿った研修の充実を図ることが必要である。座学はやるけど、実学をやらない、実習をしないということで、頭の中だけで検証して、そういったケースなので、おそらく現場で対応できていないと思っている。いろんな情報収集が必要なので、関係団体と連携し、講座や合同研修などで様々な人たちとの交流が必要だと思っている。

#### 【常安委員(大田区民生委員児童委員協議会)】

先ほど委員の皆様から、それぞれ専門的な知見を持った方が、チームで支援をするというお話を聞いて少し安心した。もう私ども民生委員は、認知が急速に進む例を幾つも見ており、急速に認知が進んだ場合の本人の確認はどなたがどのように行うのかということを非常に疑問に考えていた。

## 【高瀬委員(大田区三医師会)】

健康と財産の意思決定支援という場面においては、非常に悩ましい現状だというのはよくわかった。それで、医師会というか医師としては、即時性的自制とスピーディーな多職種協働がいかにできるかどうか、常安委員が言われた、私どもで何ができるかというのが1点と、それから、皆さんから医療関係者でここだけはやってもらいたいのがあったら、率直なご意見を賜りたいと思っている。

私個人的には京都府立医科大学の精神科の成本先生、意思決定支援推進機構で仕事を しており、次回までに少し自分の頭の中をブラッシュアップして、また参加させていただ きたいと思っている。

今日、松井先生や専門職の先生が支援のお話しをされ、こういうケースの場合どうしたらいいかというのは、診察、在宅医療の診察の場面で、直接お電話をして問い合わせをしたりしている。その司法書士がたまたま私の高校の後輩で、お前ちょっと調べてみてというのが結構後から役に立つなど、もうモデルルートは全部使ってほしいと感じている。全部使うことがすごく大事だと、皆さん今度から先生方を使わせていただきたいのでよろしくお願いしたい。

#### 【根本委員(東邦大学医学部)】

あと簡単に2点だけお話しする。成年後見が導入され制度を利用するということになると、いろいろ知的能力などを判定されるわけだが、そもそもそういったルートに乗せるのかどうか、最初のところに関する本人の同意能力があるのか。医療だとその処置に対してそれを行うかどうか、研究に参加してもらうか、スタートのところの同意能力を割と慎重に評価するが、その辺を少し考えたほうがいいと以前から思っていた。

あともう1点は、この浸透というのは、すべて実装ということについては、実装科学という学問が近年、非常に充実してきて、いろいろなサービスインフラとかマンパワーとか、地域の意識とか客観的に評価して、この地域ではどういったサービスが非常に有効なのかということが検証できる。私たちの東邦大学精神科で実装科学に関する講座を新設したので、様々な学問的な知見を活かすことができるということを申し上げたい。

#### 3 権利擁護支援を担う人材の確保

#### 【石渡会長】

それでは3番目、権利擁護支援の人材の確保というところに移らせていただく。

## 【鹿野委員(三弁護士会)】

三弁護士会を代表してというより、業界にいる1人の弁護士として意見を述べさせていただく。最初の権利擁護制度の正しい理解ということにも関連するが、後見制度、特に法定後見制度に対する間違ったイメージを持っている方がいる。特に弁護士等の法律専門職が関わる場合、これはよろしくない、こんな制度を使ったらもう人生終わらなきゃいけないということを声高に言われる方もいる。一生懸命やりがいを持って後見人として努めているのに、中にはとても疲弊しそういう様子を見て、この仕事はもうやりたくないということが実際に起きていることを、協議会の中で正直にお話しさせていただきたい。こういうことは別に弁護士だけに限らず、今後親族後見人、或いは市民後見人も、やりたいという方も、ちょっと手が挙がらないとか、利用者側のご本人サイドとしても、本人がやりたくないなど、後見人をやれる人もいないということで、人材の確保の点でも問題である。成年後見人制度の人材の確保にもつなげないと思っている。

## 【星野委員(東京社会福祉士会)】

権利擁護として成年後見を受けられる人材を養成し名簿登録し、研修と事例検討など を行っている。成年後見が全てではなく、成年後見制度は権利擁護支援の一つの手段とい う位置づけを示した上で、権利擁護支援を担う人材の育成に努めている。

その上で、我々社会福祉士はソーシャルワークを実践する職種なので、通常は相談支援を行っている。本人の意思を尊重するというのは、当然意識しているが、後見人になった途端に代行決定してしまっている。本人の能力がないと思ってしまう。先ほど皆さんが言われたように、専門職だとできないけれど、チーム支援だからチームの中には専門職以外の地域の人もいないと、本人の意思決定ができないということをわかるような、そういう人材を育成することを取り組みたい。

## 【三木委員(大田区自治会連合会)】

本人の意思決定をするためには、ある意味、認知症が始まってからでは難しい。本人の意思は家族や親族が一番分かっている。そういう意味では、後見制度っていうのは、人材育成が大事である。そういう中で市民後見人などの人材育成は、これは非常に重要なことである。自治会活動とか、地域の活動にも成り手がいない。お手伝いすることや参加することはいいが、責任者になることや役員にはなりたがらない。市民後見人については、今後、重要な取り組みである。

### 【尾立委員(公証役場)】

私は任意後見人の受託者の育成という観点から申し上げるが、大田区は今まで法定後見での経験を積み上げられてきている。そのノウハウを今後は、受託者の育成と専門職との間の連携を図るということで努力をしていただきたい。特に先ほど言われたように大

田区では、高齢者で単身の方が 15%というのは驚きだが、私の仕事として、任意後見人を選びたいが親族等からどうしたらいいかと相談を受けている。大田区でもその手続きはあるが、たくさん受けているとは聞いていないが、まずは社協に相談をしてくださいと言わざるをえない。

## 4 地域連携ネットワークの強化

#### 【石渡会長】

次に、4番目の地域連携ネットワークの強化に移らせていただきたいと思う。

私からまず、国の権利擁護支援という部分もあるが、高齢・障害の個別のネットワークを連携していくところが、これからのネットワークの課題である。重層的支援やいろんな複合的な課題にどう対応するか、それに何か迅速に必要なネットワークを含めるような地域づくりが必要だと思っている。

## 【三木委員(大田区自治会連合会)】

これは当然、強化していかなければいけないが、自治会単体では難しい。

資料2で、先ほど先生が言われていた、成年後見制度(権利擁護)の認知度が 40%は高い数字であるが、身近な人たち、家族や親族など、特に若い人たちに発信するために何ができればいいと感じている。最近は自治会でもデジタル化を進めている。 LINEとか、SNSとかそういうもので発信しているので、そういう中で、若い人たちにこの制度を知ってもらい、それを親戚や家族の方に話をあげてもらう。そのためにはデジタル化も必要ではないか。

#### 【常安委員(大田区民生委員児童委員協議会)】

民生委員は残念ながら専門知識って持っている方が少ない。また持っているのは活動で得た経験と、あとはおせっかいの気持ちでやっている。先ほど星野委員から専門知識がない人もチームに必要だと言っていただき少し安心した。専門知識がないために支援を躊躇してしまう民生委員さんもいるというのが現状である。

#### 【神作委員(基幹相談支援センター)】

ここに書かせていただいたが、地域連携ネットワークの連携という言葉がとても重要だと思っている。大田区で重層的支援体制整備の中で個別支援会議が始まっていて、障がい者の支援の立場から、センターでも多数参加させていただいている。その中でも、必ず連携やチーム支援という言葉が欠かせない状態になっている。根本にあるのが権利擁護ということ、その観点を忘れずにやっていく、その姿勢を常に持ち続けられるような取り組みをしていくことが大切だと思っている。障がい者支援の立場からも、その姿勢を忘れないで広めていくという意味で、草の根活動みたいなことを書かせていただいたが、やり続けていくということが大切だと思っている。

また、この連携ネットワーク強化のところに、支援機関の役割が明確でないためと書かれているが、ここがまさに連携の課題だと思っている。連携相手が例えば、障がい者分野の方と、専門的知識のある個人の方と、連携をしなければならなかったときに、互いの役割を理解していない中で、相手はこれをやってくれるだろう、こちらはこれをやってくれるだろうと期待されているところが一致していないと、連携がうまくいかないと思う。この役割を明確にしていくことは必要であると同時に、この役割の部分が大事である。もしかすると、前回お話が出たが、役割をちょっとずつ皆さんが広げていくということが、チーム支援としてうまくいくのではと思っている。

先ほど任意後見制度のお話があったが、障がい者の方でも任意後見は十分あり得る話だと思っている。障害の状態が大きく変わるものではないことから、後見制度は補助を含めて選ばれてしまうことの方が多いと思うが、知的障害の方で任意後見人がついたという話を聞いたことがある。また、私どもが関わったケースの中である弁護士の方が後見人についたが、障害者に関わるのが本当に初めてですとのことで、相談員が身上保護に近いようなことを、後見人と一緒にやらせていただくことがあった。役割を少し広げるという観点と、あとは市民後見人のような方たちが、例えば障害のある方についても、ともに地域で暮らす人ということで、十分お役目として果たしていただけることがあると思うので、複数の保険の中でやっていく、そういった考え方も今日あるということが、私自身も勉強させていただいた。

### 【高瀬委員(大田区三医師会)】

ここに書いてある通りだが、実は全国的には医師会の高齢化も問題になっており他人事ではないということである。それから、法定後見、任意後見の重要性を、今日教えていただいて、この場をお借りして感謝申し上げる。医師としても見識を広げる機会があり、逆にまた勉強させていただいた。根本先生をはじめ、委員の先生方、或いは大田区とも、この権利擁護のチーム支援の必要性について、勉強する機会を考えていかなければいけない。シームレスな啓発活動として、今日の議論をそのまま連続的に繋がることを啓発していく活動が必要だと感じた。ちょっと脱線してしまうが医師会も高齢化し、認知症を発症した長谷川先生自身の認知症のお話なんかもいろいろ考えさせられる。

#### 5 権利擁護支援の施策の充実

#### 【石渡会長】

では、次に5番目、権利擁護支援の支援策の充実ということで、

私は先ほどの権利擁護支援が虐待等の心配の回復だけではなく、意思決定支援、本当に ご本人の声を大事というのを伝えているところがいいと思っている。虐待報道は毎日の ように流れてきて、やっぱりここまでしなければと思っている。

### 【星野委員(東京社会福祉士会)】

支援策を充実していくために、国の第二期基本計画でも権利擁護支援は二つの取り組みが必要だということで、重篤な事態が起きている場合に救済する体制、つまりレスキュー的にもすぐに動かなければならないというところの体制。それともう一方では、そうならないように日常的な総合的な見守り体制、そこの意思決定支援というのは重要であり、二つあるということが言われている。私が、いくつかの自治体の検討支援会議に関わらせていただいている中で、少ないケースかもしれないが、これは緊急的な対応をしなければならない、後見制度の利用の話をしている段階ではないということが残念ながらある。だから、そういう支援策の充実というところで言えば、先ほど常安委員が言われた、専門性はないが地域の気付きとつながる仕組みが必要だと感じている。逆に専門職は「まだ大丈夫だろう」と動けなくなっていることもあるので、そうならないような仕組みづくりとなる支援策の充実が必要だと思う。

## 【菅野委員(地域包括支援センター)】

包括では初動の部分、先ほどお話があったように、民生委員さんからご相談いただいて、急激に認知症が進んで、現金が止まったのでお金も払えていない、全部何もできてないところからの関わりのスタートで始まることがとても多い。自分たちも相談の立場で関わっているが、現場の職員として、その方の電気の復旧から、その日食べるもののお買い物や銀行に付き添うなど、それを私たちの立場でやってもいいのかと言いながら、でもこんなこと他の人には頼めなないし、サービスも入っていないし、介護保険もこれから申請を出すところから始まるので、日々そういう方に支援することがとても多い。

先ほど大田区は単身世帯が多いということだが、単身の男性がとても多いため、地域課題として、私たち包括でもいろいろやらせていただいている。そういう方の初動をどう取り組んでいくかが、日常的に頭の中に何ケースも盛り込むぐらい悩ましい。その中でこの人には権利擁護の支援が必要だと後見センターに相談すると、後見センターもすごく大変で、担当が決まるまで待ってという感じになる。そこは本当にお互い様というところである。そういう意味でも、人が足りないと思うところがある。その辺りを誰と一緒に動いていけばいいのかを、私たちも考えていかないといけないし、制度を浸透させることもすごく大切である。私たち現場の意見からすると、そこに繋げるまでの道のりがとても長いと痛感しているところである。

#### 【丸山委員(大田区介護保険サービス団体連絡会)】

虐待事案の場合にスピード感が大変必要なので、少し追いつかないというのが、現場の 実態として実感している。本人の意思確認は私たちもできるが、制度に反映する前に、親 族の意向で変えられるという、こういう問題があったりした。

また、これは他の会員の方からも、今訪問介護では買い物支援について、本当は、運営 上はやってはいけないけれども、正直なところお金やお財布を預かってお買い物をして

いる。本来なら、何か証書を作って預かりしなくてはいけないが、そういう時間はとれない。今は、お財布を預かって、レシートを渡してということで終わりにしている。もう1つ、私どもの支援の中で、カードと暗証番号のことについて少し問題に上がっていて、マイナンバーのこともあり、本当に現場だと目の前にいろいろ課題があると思う。

## 6 成年後見制度等権利擁護に関する自由意見

#### 【石渡会長】

次に、6番目、成年後見制度等権利擁護に関する自由意見をお願いしたい。

#### 【大谷委員(東京税理士会)】

2点ある。権利擁護支援検討会議、これは毎月1回開催されているということだが、これと当協議会ってどんな位置付けなのか、私が分からなかったが、今日、資料4でご説明いただき、明確にわかったので、私の認識不足ということだった。

もう1点は、一応地域連携ネットワークの中で、毎回でなくても1回は家庭裁判所の方 をお招きして、情報を聞きたいと思っている。

## 【星野委員(東京社会福祉士会)】

任意後見のところの新宿区の事例について、情報が不十分だったので改めてお話しさせていただく。新宿区は任意後見を法人後見として新宿区社協が受けている。その中で市民の方も、直接の支援者として活躍している。任意後見を発効する前の関りとしての見守りを行っているということである。

また、先ほど若林委員が言われた金融機関の中には専門的な人がいないということについては、ひとつの紹介になるが、山形市では市民後見人の育成として、研修の基礎講習を実施する時に、金融機関の方が受講者として参加している。後見人の担い手になるわけではないけれど、同じ情報を知っていただくために金融機関の方も参加しているところで、私も講師をしたことがあったのでご紹介させていただく。

## 【石渡会長】

補足の情報提供ありがとうございます。

市民後見人の活動として、一つは法定後見として、さらに任意後見も法人後見として市 民の方が、そういうところでも、本当に市民の活動が広がっていると思う。

今までこの5つの課題について、ご意見をいただいたが、確認したいことやさらに情報 提供いただけることがありましたら、お願いをしたいと思うが、その前に、中核機関とし て、張間委員と中原委員にご意見をお願いする。

### 【張間委員(大田区福祉部)】

本当に積極的なご意見や取組みなど現状をお聞きさせていただきありがとうございま

す。いくつかポイントがあると思い、私ども区としては後見制度のまず周知啓発、一般区 民の方に対してさらに積極的にしていく、しかもやさしい目線で、多様な目線で対応して いくことが本当に重要だと改めて思った。区が積極的に社協とともに取組んでいきたい。 またこのネットワークを広げていくという意味においては、この協議会を継続してい くということも特に大事である。またデジタル化や様々な視点を頂戴したことを一つ一 つ取り入れさせていただいて、前向きに進めていきたいと思う。

本日は、貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございます。

#### 【中原委員(大田区社会福祉協議会)】

任意後見のお話が出たので、社協の今の取り組みを紹介させていただく。現在、任意後見の契約件数は7件、累計で12件である。第1号は、平成18年から受けており、今でも見守りをしていて、月1回訪問している。現在合計7件でそのうち発効が2件である。体制として、新宿区と品川区の見守り契約は支援員を活用していると思われるが、私どもは職員が直接担当し訪問している。課題は、任意後見契約を結んだケースのほとんどが10年近く経ってしまい、その方の状況が変化していき、認知症的な部分で、本人が全然認めない、或いは精神的な疾患が顕著になっていることがある。任意後見を発効すると後見監督人がつくので、その報酬を払えるかどうかの話があり、発効手続きが進まないケースもある。

我々が大事にしているのは、見守り契約があるので訪問を重ねて、本人と関係を構築して、できるだけ本人の意向に即して、チーム支援をしたいと思っている。しかし、契約当時から時間がたつと、本人の状況が心も含めて変化しているなど課題を感じている。お話を聞きながら、ポイントはどうやってその本人主体の意思決定支援をしていくか、地域連携というそこが非常に重要だと感じた。後見人も本人も含めて、後見するだけが地域連携ではなく、もっと広い意味で言うと、町の方々の見守りや、見る力というのが非常に重要であるなど、本日貴重なご意見をいただいた。

また、レスキュー的な部分、予防的な部分については、レスキュー的な部分では、私どもはある程度相談を受ける延長線上で、例えば病院に訪問にいくケースもあり、どこまでが、相談部門の役割かを考えながらやっている。目の前にその当事者の方がいると動かざるをえない。そういう意味では、役割を少しずつお互いに広げていけたらチーム支援ができると、それが非常に示唆に富んでいることだと思った。

最後に大田区でも社協でも、重層的な支援体制整備を進めているところで、その具体的な支援の中では、チーム支援を実際にやっている。その役割を決めないといけない。重層的な支援体制の整備と、この権利擁護は本当に重なっていると思うので、私ども一緒になって、この重層的支援を含めながら取り組みを進めて参りたい。

そういう意味では、地域福祉計画と一体となったこの計画、住民の活動計画である社協のリボン計画、これを一体となって進めていきたいと改めて強く感じた。これからまた整備し、計画に反映させていきたいと思う。

#### 【石渡会長】

今まで様々なご意見をお聞きしたが、このことを発言しておきたいという委員の方が おりましたらお願いしたい。

## 【高瀬委員(大田区三医師会)】

協議会が始まる前に、根本先生とお話ししていたが、とにかくコロナが流行っており、 今日お会いしていない委員の方も含めて十分気をつけていただきたい。

あと、大田区のおかげで帯状疱疹予防のワクチンも、かなり割安で出来るようになったので、大田区在住の先生方、今日は50歳以上の方が多いかと思うので、ぜひ予防接種を受けていただきたい。権利擁護の仕事も心おきなくできるので、よろしくお願いしたい。

### 【石渡会長】

まずは自分の健康でないと何もできないので、大事な情報提供ありがとうございます。 本当に今日もいろいろご意見をいただいて、大きなテーマは、次期、令和6年度からの 成年後見制度等利用促進基本計画をどうするか、現状についてのご報告の関係でも大事 なご指摘をたくさんいただいた。この成年後見制度等と言って、この等を入れたことの重 要性というのが今日、委員の皆様からご意見いただく中で改めて感じた。

本当にスピード感を持って、後見制度という前に対応しなければいけない事例もたく さんある。民生委員の方だけでなく、地域の見守りみたいなのが必要になってくるので、 区民の協力をどうしていくのか。また、権利擁護の課題がいっぱいあるが、迅速にかつ的 確に応えていけるような、地域づくりをどうするかを、考えていく必要がある。

先ほど中原委員も言われていたが、地域福祉計画をつくる中で、成年後見制度等の検討 も改めて重要になってくると思った。

この議事録を作っていただき、そのあたりを見ながらまた委員の皆さんそれぞれに考えいただき、次の協議会でも、貴重なご意見をいただけたらと思う。いろいろありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しする。

#### 【長谷川課長(大田区福祉部)】

石渡会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様のご意見を頂戴して、内容をこれから考えるために、いろいろといい意味で悩みたいと思っている。本日の議事録をできるだけ早く作成し、その後、先ほど申し上げたように、次期の成年後見制度等利用促進基本計画の素案を皆様に送らせていただいてご意見を求めるという形で進めたいと思っている。

## **5** 事務連絡

今後のスケジュール

第6回 大田区成年後見制度等利用促進協議会

日時:令和6年1月18日開催予定

~~~中原事務局長 あいさつ~~~

6 閉会

中核機関 大田区社会福祉協議会中原事務局長 あいさつ

議事要点

- ○成年後見制度等権利擁護の正しい理解と周知啓発のために、パンフレット等だけでなく SNS や動画を利用するなどデジタル化による啓発も必要である。
- ○成年後見制度等の制度説明の際には、任意後見と法定後見の両方を説明し、選択の幅を 確保することが重要である。
- ○後見人が一人で決めるのではなく、包括、ケアマネ、家族や親族、地域の見守り(民生委員、自治会・町会)等と権利擁護支援チームを形成し、連携することが大事である。
- ○複合的な課題を抱える世帯が増えており、重層的支援体制整備を進めていき、権利擁護 支援チームで世帯の支援に取り組む必要がある。
- ○地域活動する方や医療関係も高齢化が進んでいる。今後、市民後見人等の育成や、権利 擁護後支援に関する人材の確保がより一層求められる。
- ○地域連携ネットワークとして、それぞれの役割(専門職の役割、地域の方の役割等)を 明確化することと、各々がその役割を少しずつ広げることで、本人にとっても支援者に とっても活動しやすくなり、継続的な支援に繋げられる。
- ○権利擁護支援の充実策として、虐待等の重篤な事案では迅速に救済する体制、また、日常的に総合的に見守りの体制の2つの体制整備が求められる。

第6回協議 会の内容予

定

○次期 大田区成年後見制度等利用促進基本計画について